

日本障がい者乗馬協会
パラ馬術 審判員・スチュワード・クラシファイア資格認定規程

第1条（目的）

この規程は一般社団法人日本障がい者乗馬協会（以下当協会と称する）が主催する競技会及び指定する競技会における役員の資格認定を定め、もって適正な競技運営を図ることを目的とする。

第2条（認定資格）

当協会が認定する競技運営者の資格は次の種類とする。

- ①パラ馬術審判員
- ②パラ馬術スチュワード
- ③パラ馬術クラシファイアー

第3条（講習会及び検定）

認定資格の取得を希望する者は当協会が指定する講習会を受講し検定試験に合格をしなければならない。講習会の受講費用は別途実施要項で定める。

第4条（登録）

別表の取得要件を満たしており第3条の検定試験に合格し登録を完了した者を資格認定者とする。

第5条（有効期間）

第2条に定める認定資格の有効期間は3年間とする。

第6条（登録料）

登録料は別表に定める。

第7条（新規登録）

講習会を受講し検定試験に合格した者に対し合格通知を送付する。通知を受領した者は概ね1ヶ月以内に登録申請を行なうものとする。

2. 登録申請は別に定める様式の申請書に合格通知の写しを添えて当協会に送付し併せて前条に定める登録料を納入するものとする。
3. 合格通知日から3ヶ月を経過しても登録申請が行われない場合は、合格を無効とする。
4. 資格の有効期限は合格した検定試験実施日から満3年経過後、直近の3月31日とする。

第8条（資格の更新）

資格の有効期間内に指定する講習会を1回以上受講し、有効期間が満了する年度に更新登録申請を行うことにより、当該資格の有効期間が延長される。

2. 更新登録申請は別に定める様式の申請書を当協会に送付し併せて第6条に定める登録料を納入するものとする。

第9条（資格の失効）

次の各号の何れかに該当する場合は、資格を失効するものとする。

- ①当協会の登録者でなくなったとき。
- ②第8条の更新手続きを行わなかったとき
- ③本人から資格取り消しの申出があったとき
- ④パラ馬術審判員、パラ馬術スチュワードにおいては公益社団法人日本馬術連盟の審判員資格が失効したとき。

第10条（講習会・検定試験の免除）

国際馬術連盟の第2条該当国際資格を保有している者は第3条及び第8条の講習会の受講ならびに検定試験を免除する。

第11条（競技会への臨場）

当協会が主催する競技会または指定する競技会においては第2条の認定資格を有する者を1名以上臨場させなければならない。

附則

1. この規程は平成29年 5月 1日より施行する。

別表 I

認定資格	取得要件	備考
パラ馬術審判員	公益社団法人日本馬術連盟の馬場馬術 1 級審判員以上の資格保有者	公益社団法人日本馬術連盟の馬場馬術 2 級審判員の資格保有者は当協会が指定する競技会のセクレタリーを 2 回以上経験することによって取得要件とする
パラ馬術スチュワード	公益社団法人日本馬術連盟の 3 級審判員以上の資格保有者	
パラ馬術クラシファイアー	医師または理学療法士	

別表 II

認定資格	登録料	
	新規	更新
パラ馬術審判員	5, 000 円	3, 000 円
パラ馬術スチュワード	5, 000 円	3, 000 円
パラ馬術クラシファイアー	3, 000 円	2, 000 円

国際馬術連盟の該当国際資格を保有する者は登録料免除